

規制影響分析書

平成 20年 10月

規制の名称	労働者派遣事業における違法派遣に対する迅速・的確な対処措置の整備等	
主管部局・課室	職業安定局需給調整事業課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
施策目標	1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること
個別目標	4	労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること

1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

労働者派遣法違反に係る指導監督件数は年々増加しているが、当該件数に占める指導率は特に派遣先において高まっていることから、派遣先の法令遵守の徹底をさらに強力に図っていく必要がある。また、違法派遣の是正に当たって労働者派遣の受入れをやめることとした場合、当該派遣労働者が職を失うおそれがあり、労働者保護にも資する形での違法是正を図る必要がある。

現状・問題分析に関連する指標						
		H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1	指導監督件数	3,985	4,563	6,068	9,776	10,163
2	1のうち、文書指導実施件数	1,002	2,337	3,620	6,281	6,524
3	2のうち、派遣先に係る件数	64	124	420	603	778

(調査名・資料出所、備考)
職業安定局需給調整事業課において集計したものである。また、1及び2の指標の件数は、派遣元、派遣先、請負事業者及び発注者に対するものを合計した件数である。

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的
派遣先に対する現行の法違反の是正等に係る勧告については、指導・助言の前置を要するため、例えば派遣先が法違反を繰り返したとしても、迅速に行政措置を加えることができない等の問題がある。このため、当該勧告の規定について、指導・助言の前置を要しないこととし、これにより派遣先の法令遵守担保措置の強化を図ることとする。また、適用除外業務への派遣受入れ等の場合において、その是正が派遣労働者の不利益とならないよう、労働契約の申込みを勧告することができるものとする等の措置を講ずる。
根拠条文

3. 便益及び費用の分析

(1) 期待される便益

【派遣労働者への便益】(便益分類：A) 派遣先の法違反等に対して迅速、的確な対処が可能となり、労働者保護に資する。
【社会的便益】(便益分類：A) 法違反等に対して迅速、的確な対処が可能となり、労働者派遣事業の適正な運営の確

保に資する。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

(2) 想定される費用

遵守費用 (費用分類：B)

法違反等がなければ勧告の対象とはならず、また、勧告を受けたことにより直接的に費用が生じるものではない。

行政費用 (費用分類：A)

派遣先の法違反等に対して迅速、的確な対処が可能となる。

その他の社会的費用 (費用分類：B)

その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

(3) 便益と費用の関係の分析結果(規制の新設・改廃の総合的な評価)

特設費用の増加は見込まれず、違法派遣が減少し、労働者派遣事業の運営の適正化が図られるため、適切な規制であるものと考えられる。

4. 代替案との比較考量

(1) 想定される代替案

違法派遣を行った派遣先に対し、罰金等の罰則を設ける。

(2) 代替案の便益及び費用の分析

①期待される便益

【派遣労働者への便益】(便益分類：A)

違法派遣を行った派遣先に対する罰則が強化されることで、派遣先の法令遵守が図られることから、派遣労働者の保護が期待される。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

②想定される費用

遵守費用 (費用分類：C)

法違反がなければ罰則の対象とはならない。なお、罰金刑に処せられた等の場合には当該罰金を支払う等の必要がある。

行政費用 (費用分類：C)

捜査機関等、他の行政機関に係る費用が発生する。また、事業法である派遣法違反に対して、その事業内容の是正を事業当局が行わずに、法違反を律する観点から罰則を課すこととなり、罰則が確定するまでの間は法違反の是正が期待されないため、派遣労働者の保護にはつながらない。

その他の社会的費用 (費用分類：B)

その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規制との比較)

新設する規制も代替案も、派遣先に対する法違反の抑止につながるが、代替案では、違法派遣を行った派遣先の法違反を律する観点からの対処となり、また、罰則が確定するまでの間は法違反の是正が期待されず、派遣労働者の保護にはつながらないため、新設する規制の方が望ましいものと考えられる。

5. 有識者の見解その他関連事項

労働政策審議会建議「労働者派遣制度の改正について」（平成20年9月24日）において以下のとおり報告されている。

II 具体的措置について

6 法令違反等に対処するための仕組みの強化について

- (2) 派遣先の法違反に対する是正措置の強化
勧告・公表に係る指導前置を廃止し、法違反を繰り返すなどの悪質な派遣先に対しては、より強力な是正措置を発動できるようにすることが適当である。
- (3) 労働者派遣事業の許可要件・欠格事由
許可取消しの手続が開始された後に事業の廃止届を提出し、取消しを逃れて再度許可をとることや、許可を取り消された法人等の役員が別の法人を設立して許可をとること等により、派遣元事業主が処分を逃れることのないよう、欠格事由に関する規定を整備することが適当である。

6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。